

## 新潟県看護職員臨時修学資金 申請Q & A

令和8年3月

<p>申請方法、申請期間を教えてください。</p>	<p>令和8年度の申請期間は4月1日（水）～5月15日（金）です。</p> <p>1 県内学校養成所に在学する方 学校の窓口で募集要項を確認し、必要書類を学校に提出してください。</p> <p>2 県外学校養成所に在学する方 県ホームページに掲載している募集要項を確認し、必要書類を県に直接提出してください。 申請期間以外の受け付けは、如何なる理由であっても対応できかねます。</p>
<p>申請に必要な書類を教えてください。</p>	<p>下記の8つです（※）。詳細は、募集要項を確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金貸与申請書</li> <li>・推薦書</li> <li>・申請者の住民票</li> <li>・調査書又は成績証明書（本人開封無効）</li> <li>・認定所得額・収入基準額比較表</li> <li>・収入等に関する証明書 ※2種類</li> <li>・連帯保証人の印鑑登録証明書</li> <li>・相手方登録申込書</li> </ul> <p>※佐渡市増額貸与を申請する方は、佐渡市に居住していたことが分かる住民票の写し等と佐渡市看護職員奨学資金の貸与決定通知を添付してください。</p>
<p>佐渡市増額貸与を申請できる人を教えてください。</p>	<p>下記の要件をすべて満たす方のみ申請可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度新規入学者</li> <li>・佐渡市から住居を移転して看護師等学校養成所へ通う方、もしくは佐渡市から看護師等学校養成所へ通学する方</li> <li>・佐渡市看護職員奨学資金の貸与を受ける方</li> <li>・卒業後直ちに佐渡市で看護職員として業務に従事しようとする方</li> </ul>
<p>佐渡市増額貸与は、現在看護学校等に通っている佐渡出身の在學生（2,3年生等）でも申請可能ですか。</p>	<p>申請することはできません。対象となるのは令和8年度新規入学者のみです。令和8年度から佐渡圏域において学生を募集する看護学校がなくなり、令和8年度以降に佐渡から看護の道を目指す学生は、島外へ出る必要が生じ、大きな負担が生じます。必ず島外へ出る必要が生じたという点で昨年度までと状況が異なり、このような状況下の学生に対しての一つの支援であるため、令和8年度入学生のみ対象としています。</p>
<p>申請者全員が貸与を受けられますか？</p>	<p>県の予算の範囲内での貸付けとなるため、申請者全員に貸与できるものではありません。また、学業成績や経済状況等について一定の条件があります。</p>
<p>申請者の倍率はどの程度ですか？</p>	<p>年度によって異なりますが、直近では約1.0～1.4倍程度の倍率になっています。（令和7年度：1.0倍、令和6年度：1.0倍、令和5年度：約1.1倍、令和4年度：約1.4倍）</p>
<p>貸与決定に当たっての審査基準を何ですか？</p>	<p>審査基準は「成績基準」と「収入基準」の2つです。</p>
<p>「成績基準」について教えてください。</p>	<p>1 看護師学校養成所（専修学校、大学・短期大学等）に在学する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生の場合 高等学校における学習成績の評定を、全履修科目について、平均した値が3.2以上（5段階評価）であること（大検合格者は除く）</li> <li>・2年生以上の場合 申込時までの学校養成所の成績で、良以上又はB以上が全履修科目数の50%を越えること</li> <li>・5年一貫校の場合 専攻課程の学年から貸与の対象となり、専攻課程の1年目を1年生として扱う</li> </ul>
<p>調査書又は成績証明書を提出できない場合はどうしたらよいですか？</p>	<p>① 卒業後年数経過により高等学校等から調査書又は成績証明書を入手することができないなどの場合、学校養成所の入学試験（筆記試験・面接試験）の結果を基に算出した成績（点数評定）により審査します。</p> <p>② ①の取扱いにより対応できない場合、最終学歴（大学等）の成績証明書により審査します。</p> <p>③ 2年課程通信制等入学試験（筆記試験・面接試験）を実施しない養成所であり、最終学歴の成績証明書を入手することもできない場合は、お問い合わせください。 ※いずれの場合でも対応できない場合は、成績基準を審査できないため、申請できません。（申請があっても「選考外」とします）</p>
<p>「所得基準」について教えてください。</p>	<p>主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支えている者のうち、所得金額の多い者一人）の一年間の認定所得額が、募集要項の「新潟県看護職員修学資金所得基準」の「表1 収入基準額」以下であること。</p> <p>※主たる家計支持者の年収が1,000万円を越える場合などは、所得基準を満たさない場合があります。</p>

成績基準・所得基準を満たす場合は全員が貸与決定されますか？	定員がありますので、両方の基準を満たしていても貸与決定できない場合があります。その場合は、成績及び所得の総合評価により順位付けを行い、貸与者を決定します。
貸与が決定する時期はいつですか？	新規貸与者は6月下旬から7月上旬に決定し、7月から振込み開始となります。その際に4～7月分を一括して振込みます。
連帯保証人は2名必要ですか？	2名必要です。 1名は収入のある申請者の父母で収入のある者又はこれに代わって家計を支えている者とし、もう1名は第三者（別世帯（別居別生計）の65歳未満の成年者で収入がある者）としてください。  ※連帯保証人を2名たてることができない場合は、申請できません。
他の奨学金との併給は可能ですか？	本修学資金は他の奨学金との併給を禁止していません。ただし、他の奨学金が卒業後に県外での就業を前提として貸与する場合等は、本修学資金の目的に合致しないため、申請できません。（申請書に確認項目あり）
通信課程の学校養成所は貸与の対象となりますか？	通信課程であっても対象となります。申請に必要な書類が提出可能であれば、申請できます。
返還免除要件について教えてください。	(1)月額5万円貸与の方 卒業後、看護師等の資格を取得し、直ちに新潟県内の特定医療施設等に就職し、5年間継続して看護職員の業務に従事した場合のみ免除となります。 【特定医療施設等】 ・病床数が200床未満の病院 ・精神病床を80%以上有する病院 ・診療所 ・障害児入所施設（重症心身障害児に対し治療を行う施設） ・児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関 ※西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター ・母子健康包括支援センター（助産師に限る） ・地域保健法に規定する特定町村（保健師に限る）※粟島浦村のみ ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・訪問看護ステーション ・特別養護老人ホーム ・特定地域に所在する施設等（特定地域に所在する市町村の奨学金等を併用した場合であって、実際に貸与を受けた市町村の奨学金等の返還免除対象施設に就業した場合に限る） ※特定医療施設に該当するか否かは、就業される時点での判断になりますので注意してください。  (2)月額10万円貸与の方 卒業後、看護師等の資格を取得し、佐渡市に所在する県が定めた施設等に就職し、5年間継続して看護職員の業務に従事した場合のみ免除となります。 【佐渡市に所在する県が定めた施設等】 ・病院 ・診療所 ・老人福祉施設 ・介護老人福祉施設
200床未満の病院を教えてください。	「新潟県内の特定医療施設等に該当する病院」の一覧を作成しましたのでご確認ください。 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ishikango/1356755887779.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ishikango/1356755887779.html</a>  病床数などの詳細は、県ホームページに「新潟県病院名簿」（福祉保健部地域医療政策課作成）が掲載されているので、そちらで確認ください。 ( <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/niigatabyouinmeibo20220401.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/niigatabyouinmeibo20220401.html</a> )  ※特定医療施設等に該当するか否かは、就業される時点での判断になりますので注意してください。
「特定地域」には、どこが該当しますか？	令和7年4月時点では、以下の地域が該当します。  ・下越圏域（村上市、新発田市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村） ・県央圏域（三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村） ・魚沼圏域（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町） ・上越圏域（上越市、妙高市、糸魚川市） ・佐渡圏域（佐渡市）

<p>市の奨学金を併給していません。 就業先が、市の奨学金の返還免除対象ではない施設（市外の病院など）であっても、特定地域内の施設での就業であれば、県の修学資金は返還が免除されますか？</p>	<p>特定地域内での就業であっても、自分が貸与を受けた市の奨学金の返還免除対象施設ではなく、県の特設医療施設等でもない施設（200床以上など）に就業した場合は、県と市の両方に対して返還が必要です。</p> <p>ただし、就業先が市の奨学金の返還免除対象外の施設であっても、特定医療施設等（200床未満の病院など）に該当する場合は返還免除の対象となります。</p> <p>※奨学金等の返還免除対象施設は市町村ごとに異なります。 市町村の外の施設を免除対象に含む場合や、市町村の中の施設であっても免除対象から外している場合もありますので、市町村の制度についてよく確認してください。</p>
<p>「特定地域に所在する施設等」への就業による返還免除は、いつから適用されますか。</p>	<p>県の修学資金と市町村の奨学金を併用しており、令和3年4月1日以降に就業する方から適用し、就業開始時点から継続して5年間勤務した場合に返還が免除されます。</p> <p>また、以下に該当する方についても適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以前から、市町村の奨学金を併用している学生</li> <li>・現在は県の修学資金のみの貸与を受けている学生であって、令和3年度以降に市町村の奨学金の貸与を受ける学生</li> <li>・過去に市町村の奨学金を併用しており、現在は、特定医療施設等への業務従事や進学などにより返還を猶予されている方</li> </ul>